

認 定 書

国住指第 818 号
令和 2 年 9 月 11 日

日本電気硝子株式会社
コンシューマーガラス事業本部 本部長 岸本 暁
様

国土交通大臣 赤羽 一嘉



下記の構造方法等については、建築基準法第 68 条の 25 第 1 項（同法第 88 条第 1 項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、同法第 2 条第九号の二ロ及び同法施行令第 109 条の 2（20 分間の遮炎性能を有する防火設備）の規定に適合するものであることを認める。

記

1. 認定番号
EB-3001
2. 認定をした構造方法等の名称
ガラスブロック入アルミニウム合金製はめ殺し窓
3. 認定をした構造方法等の内容
別添の通り

（注意）この認定書は、大切に保存しておいてください。